

第4 景観賞

1 目的

市民や事業者がさらに魅力ある景観づくりの意識を高め、美しい風格のある元気なまちを形成することを目的とします。

2 新制度への移行

景観賞は、市民が幅広く自由に応募でき、市民の工夫やアイデアを生かした景観にもスポットを当てられることが重要であり、旧条例における景観賞を継承します。

3 景観まちづくりの育成

市民の景観への関心や意欲、また、町内会、商店街などの景観づくりの意欲の芽生えを育成し、地域の景観まちづくりにつなげます。

(1) 景観に関係する幅広い対象から募集します。

- ・ 府中市内の魅力ある景観づくりに貢献している建築物や街並み
- ・ 府中市内で魅力ある景観を守ったり、魅力ある景観づくりに取り組んでいる市民や団体
- ・ 自然と人の営みが一体となった魅力的な景観など

(2) 募集や受賞結果を様々なメディアにより市民に伝え、より広く顕彰します。

(3) 景観賞の選考には、市民意見も取り入れることとします。